

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」によるガス料金の値引きについて

- 政府の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に基づく、ガス料金の値引きを2026年2月検針分（1月使用分）から2026年4月検針分（3月使用分）で行います。
- 値引きに際しては、お客さまによるお申し込み手続きは不要です。

対象のお客さま	当社とガス需給契約を締結いただいているお客さま ※年間契約量が1,000万m ³ 未満に限ります。 ※発電事業向けのガス販売 ^{※1} については対象外になります。	
期間	2026年2月検針分（1月使用分）～ 2026年4月検針分（3月使用分）	
政府の支援単価 (税込)	2026年2月検針分（1月使用分）	18円/m ³
	2026年3月検針分（2月使用分）	
値引き方法	政府の支援単価を踏まえて毎月の原料費調整を行います。	
その他	お客さまによるお申し込みは不要です。	

※1 発電事業を営むお客さまが発電するために使用されるガスは対象外となります。

ガス料金の値引き方法について

- ▶ 原料費調整における調整額を引き下げることで、ガス料金を値引きします。
(政府の支援単価を踏まえてLNG平均価格を引き下げ、平均原料価格を引き下げます。)

1. ガス料金の計算方法について

$$\boxed{\text{ガス料金}} = \boxed{\text{基本料金}} + \left(\boxed{\text{基準単位料金}} \pm \boxed{\text{原料費調整による調整額}} \right) \times \boxed{\text{ひと月のご使用量}}$$

2. 政府支援を踏まえた割引方法について

原料費調整による調整額

$$= 0.081 \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

※ご契約内容により、原料費調整額の算定式は異なります。

平均原料価格 ≥ 基準平均原料価格 : 原料価格変動額 (プラス調整) = 平均原料価格 - 基準平均原料価格
 平均原料価格 < 基準平均原料価格 : 原料価格変動額 (マイナス調整) = 基準平均原料価格 - 平均原料価格
 ※平均原料価格は、財務省が公表するLNG、LPGの貿易統計をもとに算定します。

- ▶ 政府支援実施期間においては、政府の支援単価を踏まえ、LNG平均価格を引き下げることで平均原料価格を引き下げて原料費調整による調整額を毎月算定し、ガス料金を値引きます。
- ▶ 詳細は、各料金の供給条件をご確認ください。

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による電気料金の値引きについて

- ガス料金同様に、政府の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に基づく、電気料金の値引きを2026年2月検針分（1月使用分）から2026年4月検針分（3月使用分）で行います。
- 値引きに際しては、お客さまによるお申し込み手続きは不要です。

対象のお客さま	当社と電気需給契約を締結いただいているお客さま ※特別高圧のお客さまは対象外となります。		
期間	2026年2月検針分（1月使用分）～ 2026年4月検針分（3月使用分）		
政府の支援単価 (税込)	2026年2月検針分（1月使用分）	低圧のお客さま	4.5円/kWh
	2026年3月検針分（2月使用分）	高圧のお客さま	2.3円/kWh
政府の支援単価 (税込)	2026年4月検針分（3月使用分）	低圧のお客さま	1.5円/kWh
		高圧のお客さま	0.8円/kWh
値引き方法	政府の支援単価を毎月の燃料費調整額に反映します。		
その他	お客さまによるお申し込みは不要です。		

電気料金の値引き方法について

- 政府の支援単価を燃料費調整単価より差し引きすることで、電気料金を値引きします。

1. 電気料金の計算方法について

$$\text{電気料金} = \text{基本料金
または
最低料金} + \text{電力量料金} - \text{オプション
割引} \pm \text{燃料費
調整額} + \text{再生可能
エネルギー
発電促進
賦課金}$$

2. 政府支援を踏まえた割引方法について

$$\text{燃料費
調整額} = (\text{燃料費
調整単価} - \text{政府の
支援単価}) \times \text{ひと月の
ご使用量}$$

- 政府支援実施期間においては、毎月「燃料費調整単価」から政府の支援単価を差し引いたうえで燃料費調整額を算定します。
- 例えば、低圧のお客さまで燃料費調整単価が2.61円/kWhの場合、当該単価より政府の支援単価である4.5円/kWhを差し引いて-1.89円/kWhとした上で、ひと月のご使用量を乗じて燃料費調整額を算定します。

ガス料金・電気料金の値引き期間について

- 対象となる期間はお客さまによって異なる場合があります。詳細は下記表をご参照ください。

区分	対象	ご使用期間
ガス	主に家庭用のお客さま	1月検針日の翌日～4月検針日
	主に大口契約のお客さま	2月1日～4月末日（毎月末日検針）
電気	低圧・高圧のお客さま	1月検針日～4月検針日の前日
	高圧のお客さまの一部	2月1日～4月末日（毎月翌月1日検針）